

# 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画 (素案)

～環境モデル都市千代田  
資源循環型社会の構築に向けて～  
(平成29年度～平成37年度)

千 代 田 区



# 目 次

第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画について .....	- 1 -
■ 計画策定の背景 .....	- 1 -
■ 基本計画の位置づけ .....	- 2 -
■ 基本計画目標年次 .....	- 3 -
■ 対象とする廃棄物 .....	- 4 -
■ 計画の構成 .....	- 5 -
<b>I 区のごみの現状と課題 .....</b>	<b>- 6 -</b>
1 ごみの発生抑制と二酸化炭素等の排出量の削減 .....	- 6 -
2 事業系ごみの削減 .....	- 8 -
3 資源循環型社会の形成・推進 .....	- 10 -
4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実 .....	- 13 -
<b>II 基本方針 .....</b>	<b>- 15 -</b>
1 目指す都市像（基本理念） .....	- 15 -
2 基本方針 .....	- 15 -
3 ごみの削減目標 .....	- 16 -
4 施策体系 .....	- 18 -
<b>III ごみ処理基本計画 .....</b>	<b>- 20 -</b>
III-1 目標達成に向けた取り組み .....	- 20 -
1 ごみの発生抑制 .....	- 20 -
2 事業系ごみの削減 .....	- 23 -
3 資源循環型社会の形成・推進 .....	- 25 -
4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実 .....	- 27 -
III-2 計画実現のための条件整備 .....	- 30 -
1 収集・運搬計画 .....	- 30 -
2 中間処理・最終処分計画 .....	- 31 -
3 区の実施体制の整備 .....	- 32 -
III-3 計画の進行管理 .....	- 33 -
<b>IV 生活排水処理基本計画 .....</b>	<b>- 35 -</b>



---

## 第4次千代田区一般廃棄物処理基本計画について

---

### ■ 計画策定の背景

千代田区は、一般廃棄物<sup>1</sup>の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条に基づき、「千代田区一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」といいます。）を策定しています。この計画は、区民・事業者・行政が連携し、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

千代田区では、平成23年3月に第3次基本計画を策定しました。その後5年間の経過し、この間の廃棄物処理を取り巻く諸状況が変化してきました。

国は、平成25年6月「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、循環型社会の形成を一層推進するものとしています。計画では、リサイクルに比べて、これまで取り組みが遅れていた2R<sup>2</sup>（リデュース・リユース）を推進するなどの方針を示しています。

千代田区においては、平成23年4月には廃蛍光管の拠点回収を、6月には使用済みインクカートリッジの拠点回収を、平成24年11月からはその他紙（コピー用紙、シュレッダー紙、お菓子などの紙箱、窓付き封筒等）の資源回収を本格実施したほか、従前から行っていた容器包装プラスチックに加えて、容器包装以外のプラスチックの資源回収を始めました。さらに平成26年4月からは使用済小型家電の拠点回収を実施し、ごみの減量・資源化の取り組みを強化しています。

また、平成20年1月に千代田区地球温暖化対策条例を制定し、平成21年1月に国から「環境モデル都市」に選定され、低炭素社会への転換を進めるため、先進的な地球温暖化対策に取り組んでいます。

第3次基本計画策定後に開催された「千代田区一般廃棄物減量等推進審議会」及び「千代田みらいくる会議」では、ごみ処理についての現状や課題の検証、将来のごみ処理のあり方などが審議され、答申と報告書としてまとめられました。

こうした状況の変化に対応するとともに、取り組みの充実及び処理体制の整備を推進するため、第3次基本計画を改定し、第4次基本計画を策定するものです。

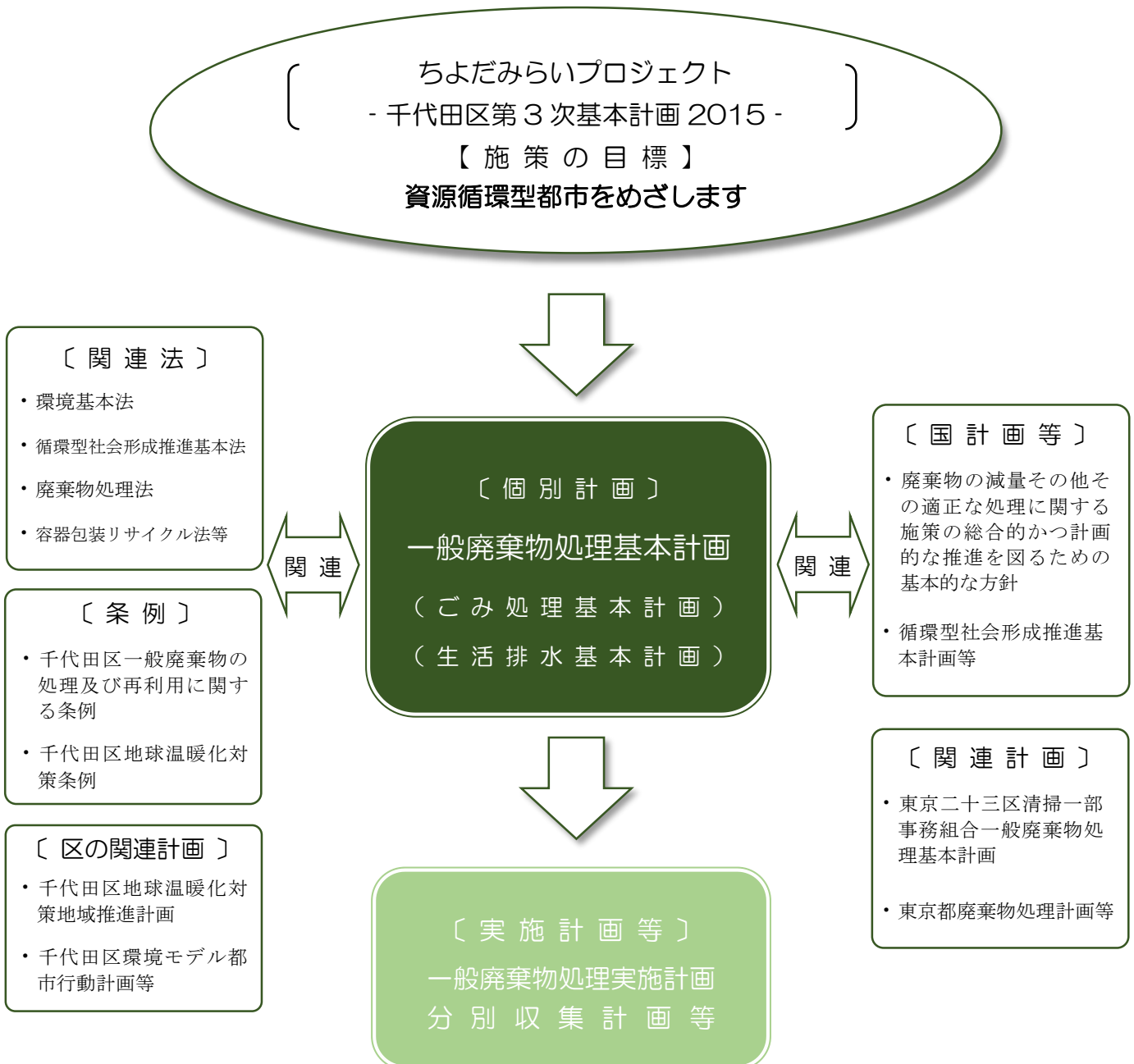
---

<sup>1</sup> 一般廃棄物：本計画では、一般家庭から生じる家庭ごみと事業活動によって生じる産業廃棄物以外の事業系ごみ、生活排水の総称、資源物も含まれます。

<sup>2</sup> 2R：3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べ優先順位が高いものの取り組みが遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しているもの。

## ■ 基本計画の位置づけ

この計画は、千代田区の将来像を定める「ちよだみらいプロジェクトー千代田区第3次基本計画2015ー」のごみ処理・リサイクル等に関して具体的な取り組みを定めた個別計画です。



## ■ 基本計画目標年次

この計画の期間は、平成 29 年度から平成 37 年度までです。また、平成 33 年度を中期目標年度とします。

なお、この計画は、計画で掲げた数値目標や施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ、概ね 5 年ごと及び諸条件、法制度、社会情勢の変化などに応じて、見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対応を講じていきます。

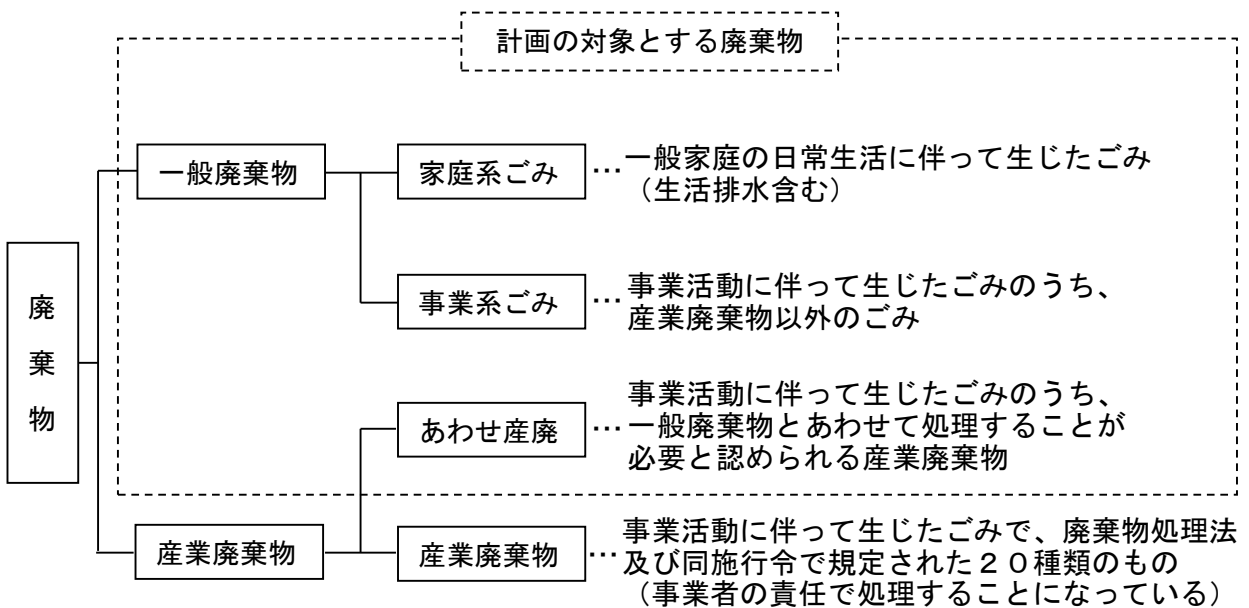


■ 対象とする廃棄物

この計画は、区内で発生する一般廃棄物を対象とします。

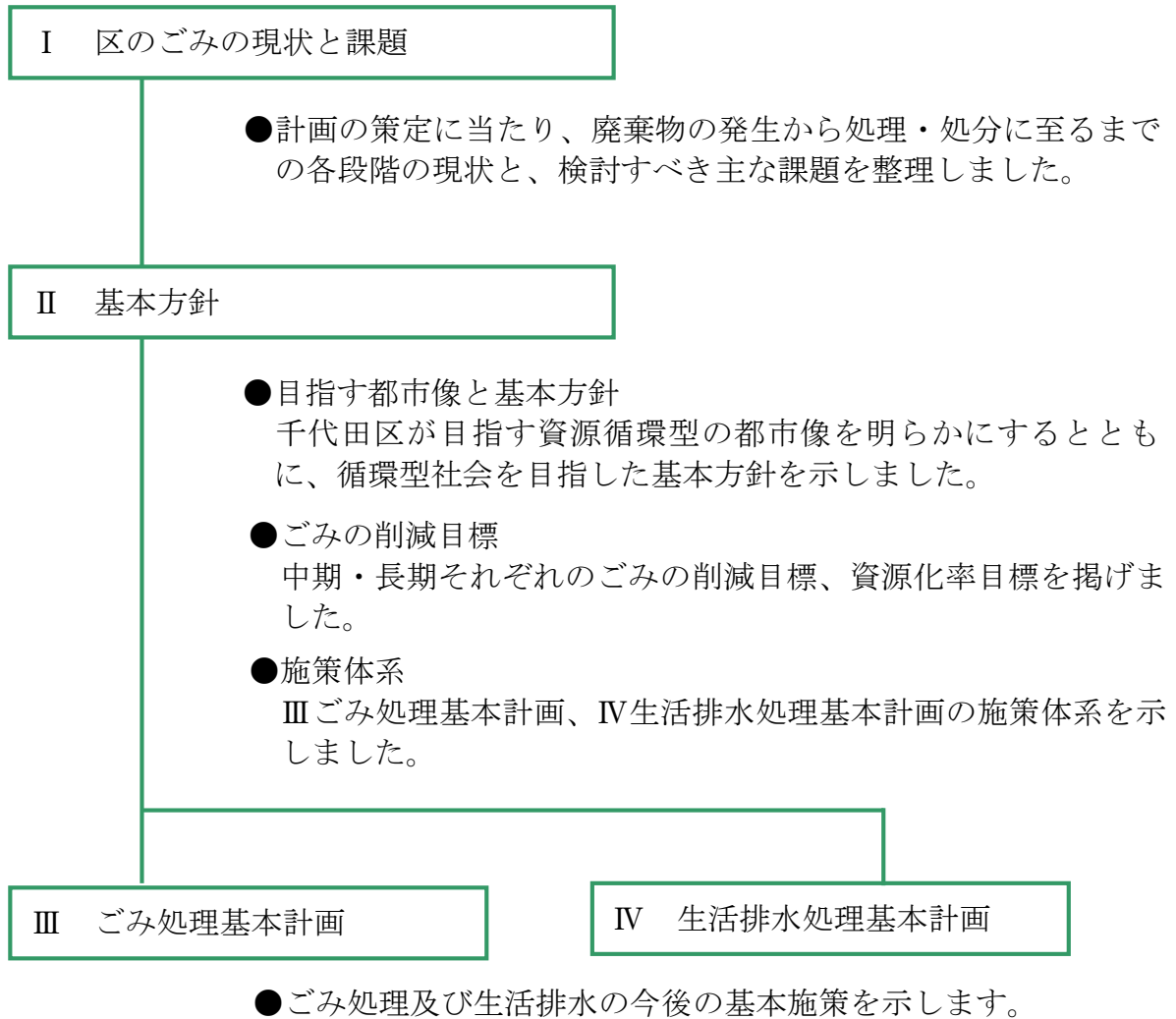
一般廃棄物とは、一般家庭から生じる生活排水を含む家庭系ごみと事業活動によって生じる産業廃棄物以外の事業系ごみのことです。資源もこれに含まれます。

事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められるあわせ産廃（産業廃棄物）も対象とします。





## ■ 計画の構成



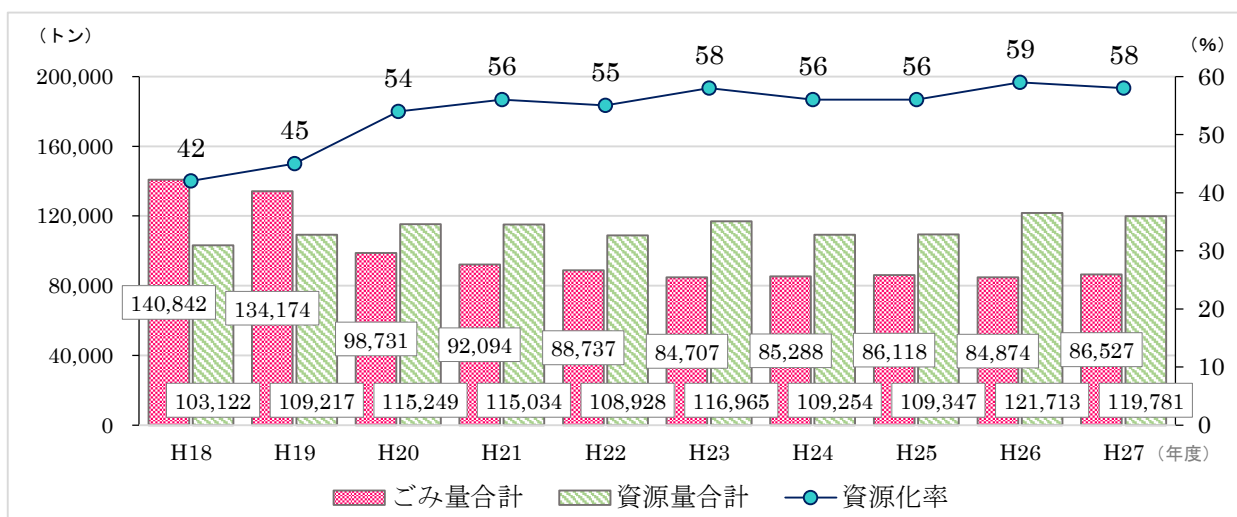
# I 区のごみの現状と課題

## 1 ごみの発生抑制と二酸化炭素等の排出量の削減

### 現 状

- ❖ 千代田区の可燃・不燃・粗大ごみは、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」といいます。）によって共同処理しています。可燃ごみは、区外の清掃工場で焼却処理され、不燃・粗大ごみは、資源物を取り除き、破碎処理されて中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられています。
- ❖ 千代田区では、平成 23 年度以降、廃蛍光管、使用済みインクカートリッジの拠点回収、その他紙類（コピー用紙、シュレッダー紙、お菓子などの紙箱、窓付き封筒等）、容器包装以外のプラスチック、使用済小型家電についても資源として回収を始めるなど、ごみの減量及び資源化に取り組んでいます。
- ・ごみ排出量：平成 18 年度 140,842t → 平成 27 年度 86,527t（38.6%減）

図表 1 ごみ量、資源量、資源化率\*の推移



\* 資源化率 = 資源量 ÷ (ごみ量 + 資源量)

- ❖ 清掃一組が運営する清掃工場等の中間処理施設の維持管理費や最終処分経費は、区内から出される持込みごみ<sup>3</sup>も含めたごみ量に応じて各区が負担しています。

<sup>3</sup> 持込みごみ：事業者自ら、または一般廃棄物処理業者に委託して、清掃工場等の中間施設に搬入する事業系ごみ。

- ❖ 千代田区は、平成 20 年 1 月に施行した千代田区地球温暖化対策条例で「2020 年までに、区内の二酸化炭素排出量を 1990 年比で 25%削減する」という目標を掲げています。また、平成 21 年 1 月には国の「環境モデル都市」に選定され、平成 27 年 3 月には、「エネルギー利用による CO<sub>2</sub>排出ゼロのまち」を将来像に見据えた千代田区地球温暖化対策地域推進計画 2015 を策定しています。
- ❖ 千代田区独自の環境マネジメントシステム、千代田エコシステム (CES<sup>4</sup>) に参加する個人・企業を募り、環境に配慮した個人・企業の増加を図っています。

## 課 題

### ■ 2R の優先的推進

ごみを減量し、資源循環型社会を実現するには、リサイクルより優先順位の高い 2R 発生抑制 (リデュース Reduce)、再使用 (リユース Reuse) をまず行い、それでも残ったものを再生利用 (リサイクル Recycle) する、取り組みが求められています。

### ■ 生産、流通、販売段階における対応

ごみの発生抑制、資源化を推進する上で、物の生産、流通、販売の各段階における取り組みが重要になります。生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う拡大生産者責任や、排出者責任を認識した行動を事業者に求めていくことが必要です。

### ■ 消費段階における対応

消費段階では、ごみが発生しない行動、発生したごみはリユース・リサイクルに回す行動が求められます。消費者は、食品ロス<sup>5</sup>の削減や過剰包装を求めない、購入したものは長く大切に使う、といった環境に配慮した消費スタイルに変革することが強く求められます。

### ■ 発生抑制による処理経費の削減

ごみの排出量に応じて負担する清掃一組の運営経費等に係る千代田区負担金を抑制するためにも、なお一層ごみの減量及び資源化に取り組む必要があります。

<sup>4</sup> 千代田エコシステム (CES) : Chiyoda Eco System の頭文字をとって CES の略称で呼ばれる千代田区に関わるすべての人々が取り組みやすい独自の環境マネジメントシステム。

<sup>5</sup> 食品ロス : まだ食べられるのに廃棄される食品をいいます。家庭では、賞味 (消費) 期限切れなどで手付かずのまま廃棄される食品 (未利用食品) や食べ残しの食品、野菜の皮を厚くむき過ぎたものが挙げられます。

## ■ 地球温暖化対策の推進

環境行政の一環である廃棄物処理施策においても、ごみの収集・運搬・焼却等によって排出される二酸化炭素等を削減し、地球環境保全に取り組むという視点が求められます。生ごみのバイオマス<sup>6</sup>の活用などについても検討する必要があります。

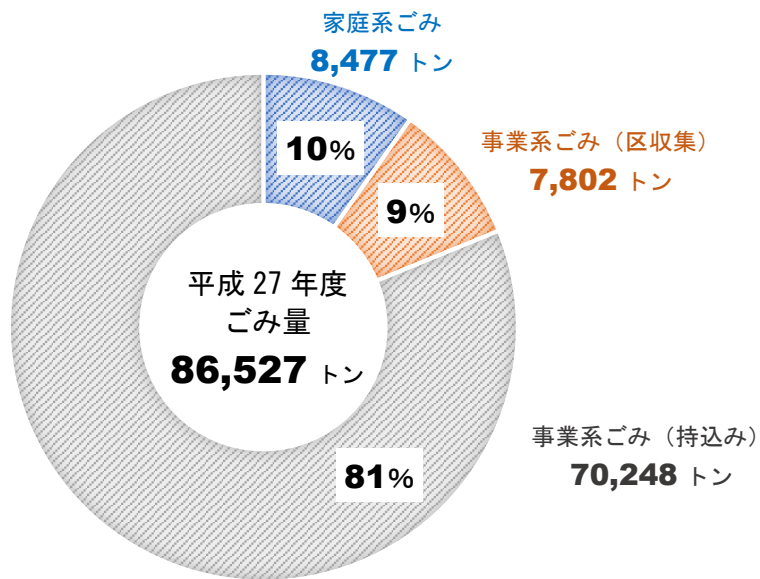
## 2 事業系ごみの削減

### 現 状

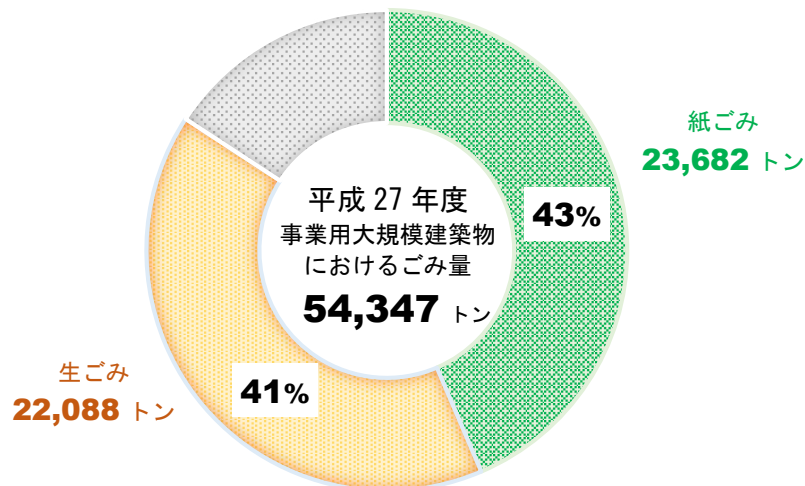
- ❖ 千代田区には多くの事業所や学校などが集まり、昼夜で人口の差が著しく、都内ばかりでなく全国でも類のない地域となっています。
    - ・ 夜間人口： 59,554 人（平成 28 年 10 月 1 日現在、住民基本台帳人口）
    - ・ 昼間人口： 819,247 人（平成 22 年 10 月 1 日実施、国勢調査人口）
    - ・ 事業所数： 32,045 事業所（平成 24 年 2 月 1 日現在、経済センサス - 活動調査）
    - ・ 学 校 数： 私立中学校・高等学校 28 校 （平成 28 年 5 月 1 日現在、  
専修・各種学校 33 校 学校基本調査報告）  
大学・短期大学 19 校
- |      |           |
|------|-----------|
| 在学者数 | 計・約 16 万人 |
|------|-----------|
- ❖ 事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任で処理するとともに、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めることが、事業者には廃棄物処理法で義務付けられています。例外的に、1 日に出るごみの量が 50kg 未満の事業所は、有料ごみ処理券を貼ることによって、区の集積所に出すことが認められています。
  - ❖ 千代田区のごみ排出量の約 9 割が事業所から出される事業系ごみです。また、焼却処分される事業系ごみのうち、紙類と生ごみが大半を占めています。

<sup>6</sup> バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの。

図表 2.1 家庭系ごみ量、事業系ごみ量の割合 (H27)



図表 2.2 焼却処分される事業系ごみの内訳 (H27)



- ❖ 千代田区では、事業者が自ら資源リサイクルに取り組むよう、事業用大規模建築物に対する指導をしています。また、中小事業所のリサイクル活動に対する支援（ちよだエコ・オフィス町内会<sup>7)</sup>）を行っています。

【平成 27 年度実績】

- ・ 事業用大規模建築物数（床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上）：1,965 件
- ・ 事業用大規模建築物再利用量（再利用計画書の数値）：114,268.3 トン
- ・ ちよだエコ・オフィス町内会参加事業所数：603 事業所
- ・ ちよだエコ・オフィス町内会古紙回収量：424.1 トン

<sup>7</sup> ちよだエコ・オフィス町内会：大手企業から排出されるオフィス古紙の共同回収を目的に設立、活動している環境 NPO「オフィス町内会」と千代田区が協力し実施しています。区では、中小企業の事業系古紙を対象としたリサイクルシステムの一環として、リサイクルボックスの無償貸出や申込み受付等の支援を行っています。

## 課 題

### ■ 事業系ごみ対策の強化、拡充

事業系ごみの排出量を削減していくと同時に、資源として再使用、再生利用を促進していくことが、千代田区のごみ減量に最も大きな効果をもたらすと考えられます。

事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者の責任で処理するという原則を徹底し、事業者に適正処理を求めるとともに、事業系ごみを削減していく必要があります。

### ■ 事業系資源物の自主的なリサイクルの促進

清掃工場等の経費や最終処分経費は、区内の事業所から出されるごみも含めたごみ量に応じて各区が負担しているため、区民約 6 万人をはるかに上回る昼間区民<sup>8</sup>からごみが排出される千代田区では、膨大な経費負担となっています。

事業系ごみに関しては、排出者に対して古紙類、OA 紙、生ごみ、プラスチック類等の主体的なリサイクルの取り組みを求め、区にごみ処理を依頼する場合には、適正な費用負担を求めることにより、排出抑制や資源化を促進していきます。

なお、事業所や学校における資源のリサイクルについては、事業規模によってリサイクルの環境が異なっており、それぞれの実情を踏まえたきめ細かい取り組みを促していく必要があります。

## 3 資源循環型社会の形成・推進

### 現 状

❖ 社会的なリサイクルシステムの整備にあわせて、ペットボトル、プラスチック製容器包装など、分別回収品目を増やすことによって、ごみの減量、資源化の向上を図っています。

・資源化率: 平成 18 年度 42.3% → 平成 27 年度 58.1% (約 16 ポイント増)

<sup>8</sup> 昼間区民：千代田区の昼間人口 82 万人を構成する企業従業員、通学者等の区来訪者。

図表3 分別品目ごとの区の資源回収量の推移（区が回収した資源回収量）

【単位：トン】

品目 \ 年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
古紙	2,968	2,579	1,891	1,761	1,637	1,583	1,637	1,926	1,977	2,083
びん・缶	1,042	1,120	1,114	1,101	1,093	1,074	1,058	1,086	1,103	1,125
紙パック・トレイ (H24～トレイはプラを含む)	20	24	22	26	23	21	7	6	6	5
ペットボトル	132	246	380	371	368	387	377	390	405	404
プラ製容器包装 (H24～製品プラ含む)		333	554	411	455	432	477	478	479	503
古布・廃油・電池等	20	21	22	29	24	23	20	22	26	28
小型家電	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2
<b>合計</b>	<b>4,182</b>	<b>4,323</b>	<b>3,983</b>	<b>3,699</b>	<b>3,600</b>	<b>3,520</b>	<b>3,576</b>	<b>3,908</b>	<b>3,997</b>	<b>4,149</b>

- ❖ 千代田区では、古紙類、びん、缶、ペットボトル、食品用発泡スチロールトレイ、プラスチック製容器包装等の資源回収を実施していますが、分別が徹底されず、可燃ごみ・不燃ごみに多くの資源物が混入しています。
- ❖ 千代田区では、古紙類（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック）を資源として回収しています。また、平成24年11月から、シュレッダー紙・お菓子などの紙箱・窓開封筒なども、その他の紙類として回収を始めています。しかし、そうした紙類が未だに可燃ごみの約33%を占めています。
- ❖ プラスチック製容器包装は、資源として回収した量が年間約490トンに対して、ごみとして排出された量が年間約90トンと、分別の協力率は約84%です。また、平成24年11月から資源として回収している容器包装以外の製品プラスチックが年間約470トン、ごみとして排出されています。

図表4 区収集の可燃ごみ・不燃ごみに占める主な資源物等の量と割合

【単位：トン】

	紙類	プラスチック製容器包装	【参考】容器包装以外の製品プラスチック
可燃ごみの全体量	15,164		
可燃ごみに混入している量	5,058	92	416
混入率	33.4%	0.6%	2.7%
不燃ごみの全体量	640		
不燃ごみに混入している量	43	0	51
混入率	6.8%	0.0%	7.9%
資源物として適正に排出された量	2,997	487	16

\* ごみ混入量は、平成 27 年度のごみ量を基に、平成 27 年度実施ごみ組成分析調査結果から推計

\* 持込みごみや大規模建築物再利用量は含まない

## 課 題

### ■ 資源循環型社会の形成

ごみに資源物が大量に混入しているのは、分別方法が複雑で分かりにくいことが一因として考えられます。限られた資源を有効に活用するために、一層の周知を図るとともに、新たなリサイクル技術を活用したりリサイクルルートの整備を行い、千代田区の特性を活かした循環型社会の形成を推進します。

### ■ 紙ごみの資源化

千代田区では、古紙類（新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック）を資源として回収しています。また、平成 24 年 11 月から、シュレッダー紙・お菓子などの紙箱・窓開封筒なども、その他の紙類として回収を始めています。しかし、そうした紙類が未だに可燃ごみの約 33% を占めています。

### ■ 製品プラスチックの資源化

容器包装以外の製品プラスチックも資源として収集しており、容器包装と製品プラスチックの区分が難しくなっています。分別を分かりやすくして分別協力率を上げるとともに、一層のごみ減量を図るためにも、製品プラスチックの資源回収について、さらに推進していく必要があります。



## ■ その他の資源化可能物品の資源化

従来、ごみとして収集しているものの中には、資源化ルートが確保できれば資源化可能なものも含まれています。園芸土、家庭系生ごみなど、資源として回収する方策を検討する必要があります。

小型家庭電化製品等からレアメタル<sup>9</sup>を資源として回収する取り組みや蛍光灯やインクカートリッジの回収など、引き続き資源化可能物品の資源化を推進していく必要があります。

## 4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実

### 現 状

- ❖ 千代田区には、国の機関をはじめ大企業の本社機能、また大学などの学術機能が多く集積しており、それぞれが、資源循環型社会づくりに関する先進的な取り組みや、学術調査研究などの情報資源を持っています。
- ❖ 千代田区には、我が国最大の本のリユース市場である神田古書店街があり、秋葉原の電気街、御茶ノ水の楽器街にもリユース文化が根づいています。
- ❖ マンションなどの新たな住民が増えて、町会、商店街などの既存のコミュニティとの連携が取りにくくなってきており、地域から 3R を進めていくための基盤が失われつつあります。
- ❖ 区内の幼稚園・保育園・小学校に対し、環境学習を実施しています。

### 課 題

## ■ 地域コミュニティとの協働

千代田区の地域コミュニティの特性を踏まえて、ごみの減量や 3R を推進するには、排出者である住民や事業者などの理解と協力を求め、協働していくことが必要です。

<sup>9</sup> レアメタル：希少金属、インジウム、チタン、ニッケル、プラチナ、タングステン、クロム等。

## ■ 環境コミュニティの形成・普及啓発

区は、企業や NPO、大学等と協働し、横のつながりを持たせることで、各団体が持つ資源循環型社会づくりに関する情報資源を、誰もが利用できるようにネットワーク化し、より広く普及させていく必要があります。

このネットワークを活かして、既存の地域コミュニティが企業や NPO、大学等と連携し、環境モデル都市千代田に相応しい、地域が主体となって 3R 等を推進できる新たな都市型コミュニティを形成していくことが求められます。

## ■ 中古品・再生品の利用

循環型システムは、地域の特性や循環資源の性質に応じて、区内で回収した資源をそのまま使用したり、再生品として利用したりするという最適な循環のルールを形成することが重要です。千代田区において、循環可能な資源はなるべく区内で循環させ、区内での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方に基づいて、多層な循環の環を構築していく必要があります。

## ■ 環境学習の充実

ごみの分別を習慣づけるためには、子どもの頃からの意識啓発が不可欠です。区内の幼稚園・保育園・小学校での環境学習を充実させ、環境問題に取り組むことが当たり前となるような人材を育成する必要があります。

## ■ 区民サービスのさらなる向上

平成 12 年 4 月に東京都から千代田区へ清掃事業が移管され、集積所の美観向上のための時間帯収集の導入や高齢者世帯等へのふれあい収集（玄関前収集、粗大ごみの運び出し）など区民サービスの向上の視点から現在の清掃事業を適宜、見直しを行いました。今後も、超少子高齢化や外国人人口の増加などの社会情勢の変化に応じ、区民のニーズに相応したきめ細やか、かつ柔軟な清掃事業とする必要があります。

---

## Ⅱ 基本方針

---

### 1 目指す都市像（基本理念）

区の特性を活かした「資源循環型都市千代田」を構築していきます

第1次基本計画から、製品の生産、消費、廃棄、処分に至るすべての過程で、区民・事業者・行政の緊密な連携（パートナーシップ）による取り組みを進め、地球環境への負荷の少ない「資源循環型都市千代田」を構築することを目指してきました。

第4次基本計画においても、引き続き上記の理念を掲げ、施策を推進します。

### 2 基本方針

この計画の基本方針を以下のとおり定めます。

方針1：ごみの発生そのものを抑制し、地球環境保全に向けた取り組みを行います

方針2：排出されるごみは可能な限り再使用・再生利用します

方針3：区民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します

### 3 ごみの削減目標

#### 3. 1 ごみの削減目標

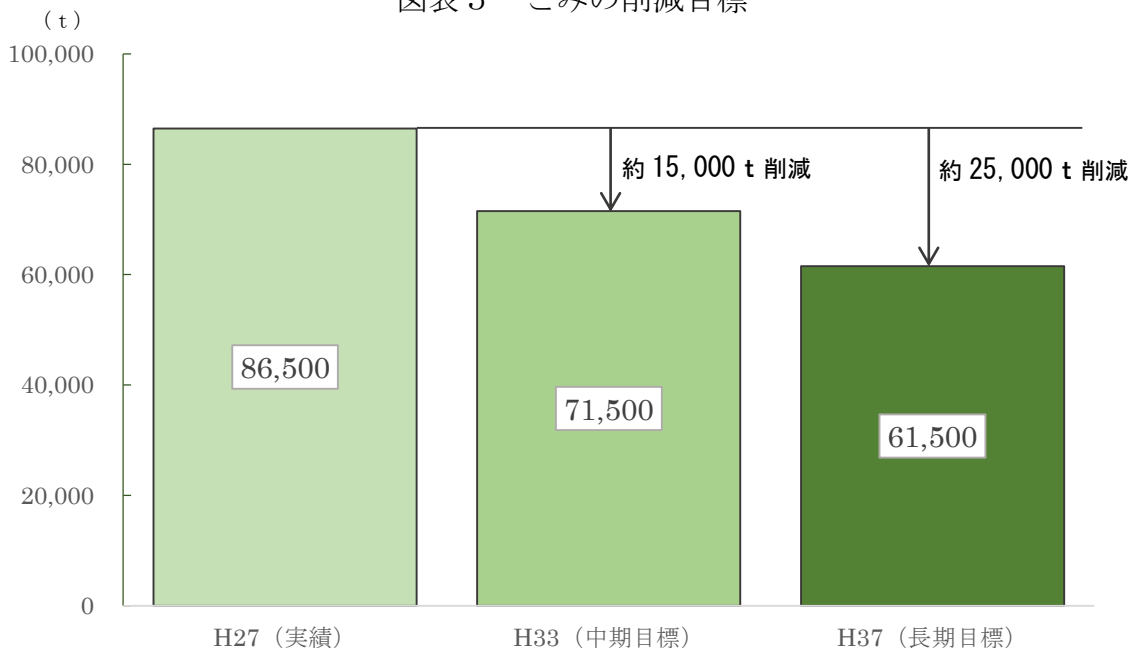
**ごみ削減目標**

---

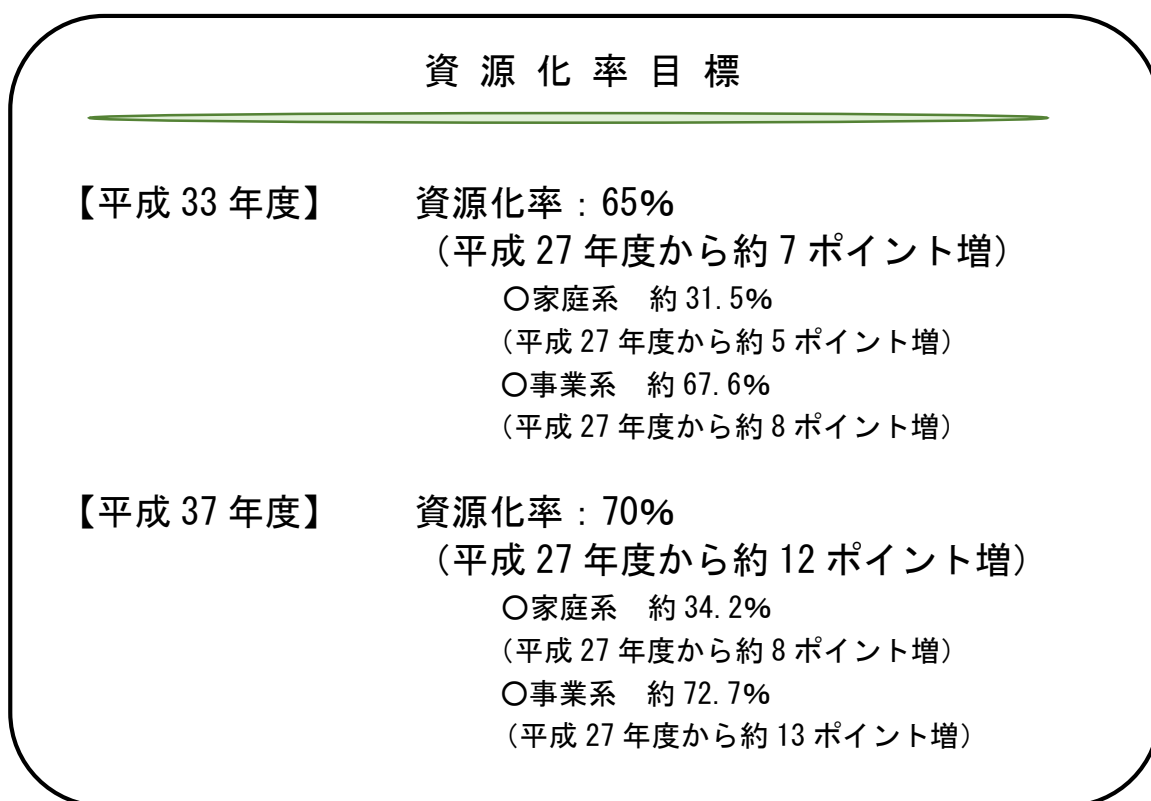
**【平成 33 年度】**       ごみ排出量：約 71,500 t  
                                 (平成 27 年度から約 1.7 割削減)  
                                 ○家庭系   約 8,904 t  
                                 (平成 27 年度から約 400t 増)  
                                 ※区民一人一日あたり  
                                  約 397g (H27) ⇒ 約 368g (H33)  
                                 ○事業系   約 62,530 t  
                                 (平成 27 年度から約 15,500t 削減)

**【平成 37 年度】**       ごみ排出量：約 61,500 t  
                                 (平成 27 年度から約 3 割削減)  
                                 ○家庭系   約 9,189 t  
                                 (平成 27 年度から約 700t 増)  
                                 ※区民一人一日あたり  
                                  約 397g (H27) ⇒ 約 352g (H37)  
                                 ○事業系   約 52,183 t  
                                 (平成 27 年度から約 25,800t 削減)

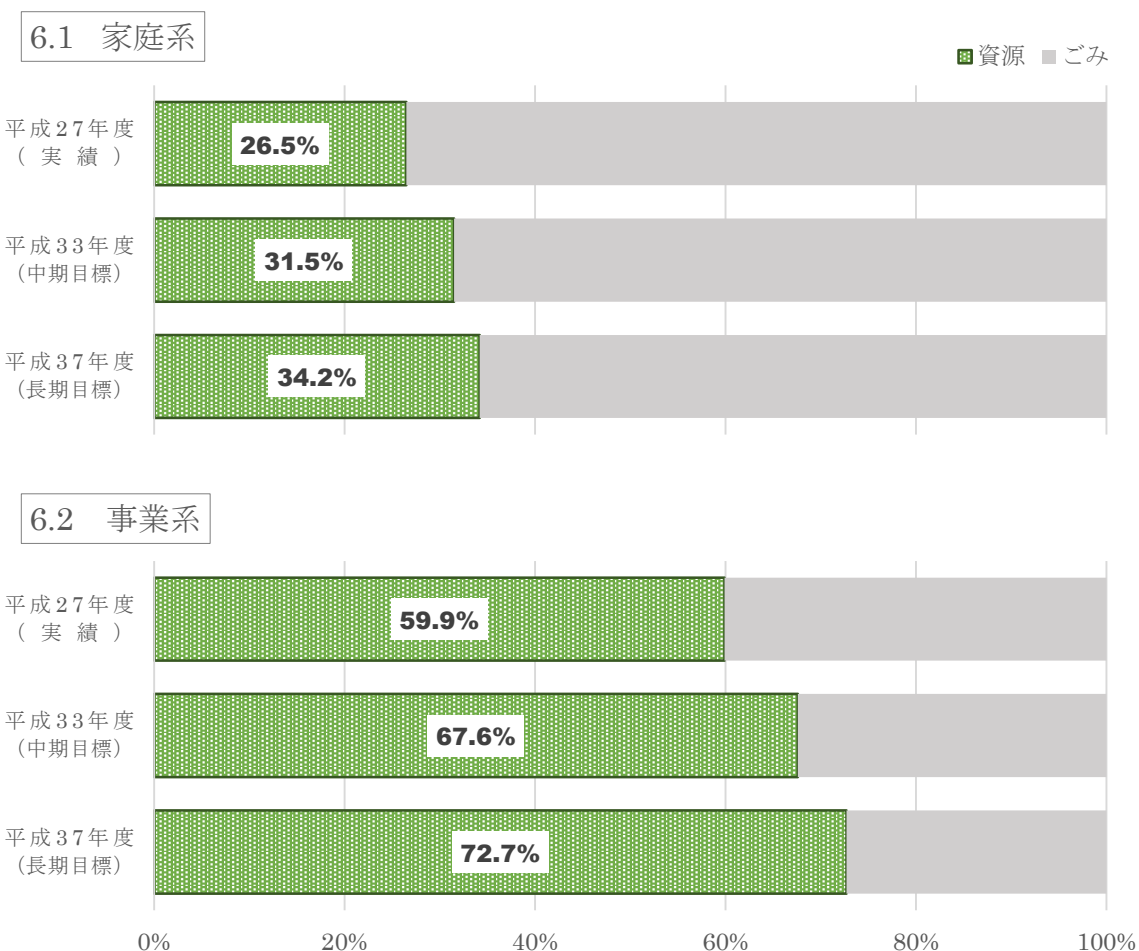
図表 5   ごみの削減目標



### 3. 2 資源化率目標



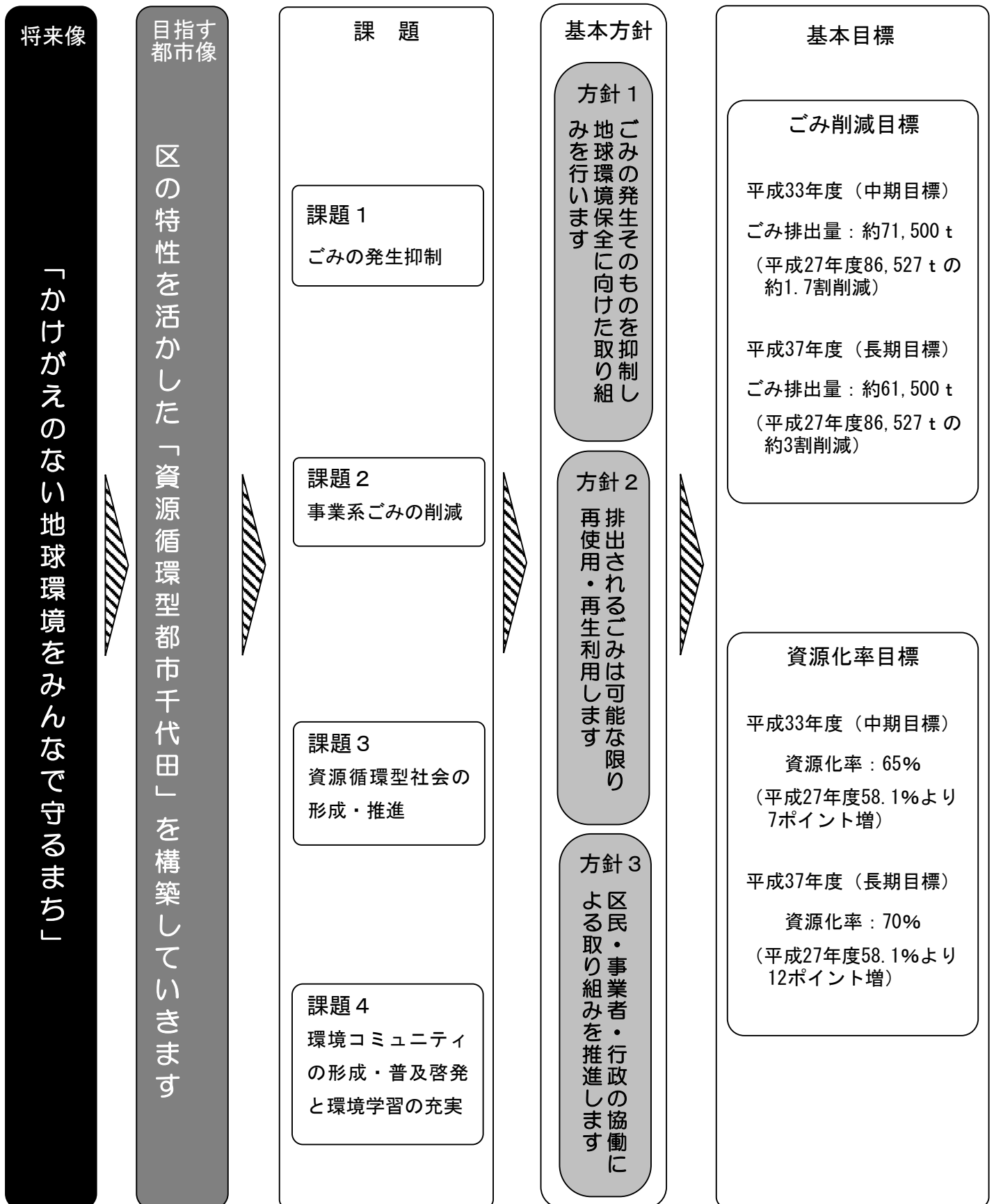
図表 6 資源化率目標



#### 4 施策体系

この計画の施策体系図を図表7に示します。

図表7 施策体系図



## ごみ処理基本計画 【目標達成に向けた取り組み】

項目	内容	
1 ごみの発生抑制	(1) 生産・流通・販売段階での発生抑制の推進	拡大生産者責任の徹底 生産・流通・販売段階での取り組み
	(2) 千代田区型ライフスタイルの提案	消費段階での発生抑制の促進
		リユース食器の利用促進
		食品ロスの削減
		レジ袋の削減、マイバッグの推進
	(3) 不用品の有効活用の促進	千代田エコシステム（CES）の推進
		粗大ごみの有効活用
		フリーマーケットの支援 リサイクルセンターの活性化 民間団体等との連携
	(4) 環境配慮型清掃車両の導入促進	
	(5) 家庭ごみの減量化の促進	収集手数料有料化の検討
ごみ処理コストの見える化		
マンション等におけるごみ減量指導の徹底		
マンション等の資源の集団回収の充実		
2 事業系ごみの削減	(1) 事業用大規模建築物等における発生抑制の促進	事業用大規模建築物の指導強化 事業者の規模に応じた施策の展開 事業用大規模建築物の指導強化所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度
	(2) 区が収集する事業系ごみの適正化	収集時の指導を強化 事業所・商店街における資源化の推進
	(3) 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言	
	(4) 食品廃棄物の循環システム	
	(5) 小規模事業者への立ち入り指導	
	(6) 行政によるコーディネート	
3 資源形成循環・型推進の	(1) 紙類及びプラスチック類の分別指導の強化	
	(2) その他の資源回収	蛍光管の資源回収
		使用済小型家電の回収
		園芸土の資源回収
(3) 不適正排出対策	不燃物からの有害物を分別 不燃物からの資源物を分別	
(4) 千代田区ならではの地域循環圏	企業やNPO、大学等との連携と協働 千代田区にふさわしい循環圏の構築	
4 環境コミュニティの形成・普及啓発と	(1) 地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進	地域コミュニティとの協働 マンション等の資源の集団回収の充実【再掲】
	(2) 新たな都市型環境コミュニティの形成	企業やNPO、大学等との連携と協働【再掲】 公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルール作り
	(3) リユース型地域循環構想の普及・啓発	千代田区にふさわしい循環圏の構築【再掲】 都と連携した資源循環施策
	(4) 環境学習の充実	環境教育等におけるPR
		地域や学校の情報交流
		イベント等を通じた環境学習の推進
広報の充実 ごみ分別アプリ「分けちよ！」の導入 (仮称) ちよだエコセンターの整備		
(5) 区民ニーズに相应したサービス展開	ふれあい収集の充実 CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動	
(6) 次世代への環境啓発・環境学習	環境普及啓発の推進 環境学習・環境教育の推進	

### 計画実現のための条件整備

収集・運搬計画	
①	分別区分
②	排出ルール・分別徹底の指導強化
③	効率的な収集運搬体制の整備
④	災害時の適正処理の確保
中間処理・最終処分計画	
⑤	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理
⑥	最終処分
⑦	資源物の中間処理
⑧	適正処理困難物への対応
区の実施体制の整備	
⑨	清掃事務所機能の検討
⑩	執行体制の整備

### 計画の進行管理

①	千代田みらいくる会議の活用
②	一般廃棄物減量等推進審議会の活用

## 生活排水処理基本計画

## Ⅲ ごみ処理基本計画

### Ⅲ－１ 目標達成に向けた取り組み

#### 1 ごみの発生抑制

##### (1) 生産・流通・販売段階での発生抑制の促進

###### ■ 拡大生産者責任の徹底 【継続】

生産者が商品の廃棄処理やリサイクル費用を負担するなどの責任を負う、拡大生産者責任の考え方に基づいた法的整備を行うように、国に求めています。

###### ■ 生産・流通・販売段階での取り組み 【継続】

生産者・流通事業者等に対し、環境に配慮した製品の製造・販売について協力を求めるとともに、簡易包装など生産・流通販売段階でのごみそのものの発生抑制を求めています。

##### (2) 千代田区型ライフスタイルの提案

###### ■ 消費段階での発生抑制の促進 【継続】

すぐにごみになるものを買わない、過剰包装を断るなどの消費段階での発生抑制の取り組みについて、消費者、事業者に協力を求めています。

また、昼食時に環境に配慮した行動を促す「ちよだランチエコキャンペーン」などと連携し、個人の環境活動を広げていきます。

###### ■ リユース食器の利用促進 【拡充】

一度使ったら捨ててしまう紙やプラスチック製食器を利用している店舗等へ使用可能なリユース食器の使用を促すとともに、地域におけるお祭りなどの各種イベントに対して、区が貸し出しを行っているリユース食器を拡充し、利用促進を図ります。

###### ■ 食品ロス削減 【新規】

食品ロス削減には、必要な量だけ食材を調達し、調理くずをできるだけ少なくする調理をして、食材や食べ残し、食品の廃棄を減らすことや、食品等のスーパー等で、消費期限・賞味期限をみて古いものから購入・消費していくことや、食品廃棄物を出さないために事業者の工夫など、消費者と事業者双方からの取り組みを進めます。



■ レジ袋の削減、マイバッグの推進 【新規】

消費者にマイバッグの持参や簡易包装の啓発を呼びかけ、レジ袋、包装の削減を推進します。

また、自主的にレジ袋削減に取り組んでいる事業者に対して協力店として認定し、レジ袋削減の取組みを紹介していきます。

■ 千代田エコシステム（CES）の推進 【継続】

「環境負荷の少ない資源循環型都市・千代田」の実現や地球温暖化対策推進を目標に区民や事業者等多くの人々と「住み、働く人々が協力し合う環境にやさしいまち」を目指し、千代田区が独自に構築した環境マネジメントシステム千代田エコシステム（CES）をCES推進協議会と連携して、推進していきます。

(3) 不用品の有効活用の促進

■ 粗大ごみの有効活用 【継続】

粗大ごみとして排出された家具等の再生利用について、情報の収集・発信などの取組みをさらに推進していきます。

■ フリーマーケットの支援 【継続】

フリーマーケットを主催する団体に対し、区の施設を会場として提供するなどの支援を行うことによって、家庭の不用品の活用を図り、ごみの減量化を推進していきます。

■ リサイクルセンターの活性化 【拡充】

不用品の再生・展示・販売を行っているリサイクルセンター鎌倉橋を、開設を予定している（仮称）ちよだエコセンター内にリサイクルショップとして設置していきます。リサイクルショップでは、再生家具、リサイクル自転車の販売を行うとともに、リペアコーナーの設置や環境学習の機能を取り入れることも検討していきます。

■ 民間団体等との連携 【継続】

「かえるステーション」（子どもたちがいらなくなったおもちゃを持ち寄り、とりかえっこする場）をはじめとする不用品の有効活用に取り組んでいるNPOなども、さらに連携していきます。

#### (4) 環境配慮型清掃車両の導入促進 **【継続】**

ごみを収集・運搬し、清掃工場に搬送する過程で大量のCO<sub>2</sub>が排出されます。このため、区では清掃車両の一部にハイブリッド清掃車両を導入しています。車両の買い替え等にあたっては、ハイブリッドを始め、更新時点で最も環境性能に優れた車両の導入を図ります。

#### (5) 家庭ごみの減量化の促進

##### ■ 収集手数料有料化の検討 **【継続】**

ごみ収集手数料の有料化は、ごみになるものをなるべく買わないようにする、製品を長く大切に使うなどの発生抑制行動を促す、資源を積極的に回収に出すインセンティブとなるとともに、3Rに取り組む人と取り組まない人との不公平感を解消する有力な手法です。

家庭から出される可燃・不燃ごみの減量化を促進するため、集積所収集<sup>10</sup>から戸別収集<sup>11</sup>への移行を図るとともに、収集手数料有料化と資源回収への誘導策など他自治体の情報を収集しながら、導入後のごみの削減に向けたシナリオを描き、収集手数料の有料化に向けて検討していきます。

##### ■ ごみ処理コストの見える化 **【新規】**

ごみ処理や資源化にかかる経費を「見える化」し、その経費を区民等に意識していただき、区民一人ひとりが適正排出・分別による資源化を徹底することで、さらなるごみの減量の促進を図ります。

##### ■ マンション等におけるごみ減量指導の徹底 **【新規】**

千代田区では、区民の約8割以上がマンション等の集合住宅に居住しています。大規模マンション等では管理人が廃棄物の分別をし直すなどの例が多いですが、小規模マンション等では、不適切な廃棄物の排出が見受けられます。マンション等から排出される廃棄物について、今まで以上に分別の徹底を行うために指導強化や資源化の誘導など、マンション単位等で対応していきます。

<sup>10</sup> 集積所収集：地域ごとにあらかじめ決められた排出場所にごみや資源を出す方式。

<sup>11</sup> 戸別収集：各家庭の玄関先や集合住宅の前等の建物ごとにごみや資源を出す方式。

■ マンション等の資源の集団回収の充実 【拡充】【重点施策】

区では、資源の集団回収の取り組みをしている町会や自治会を支援し、区民による主体的なリサイクル活動を推進してきました。今後、この取り組みがさらに広がっていくよう集団回収を実施していないマンションの管理組合等に対して働きかけをしていきます。

また、取り組みや活動状況を PR するとともに、小規模事業所の参加について地域コミュニティづくりの観点から、集団回収システムの見直しを検討していきます。

## 2 事業系ごみの削減

### (1) 事業用大規模建築物<sup>12</sup>等における発生抑制の促進

■ 事業用大規模建築物の指導強化 【継続】【重点施策】

床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物の所有者・管理者は、事業系ごみの適正処理及び減量・再利用を促進する義務があります。

区は、履行を確実なものとするため、立ち入り検査を計画的に行い、取り組みが不十分なところには指導をしていきます。

また、事業用大規模建築物において、設計・建設段階からごみの減量化に配慮した建築物となるよう、再生利用対象物の保管場所の設置について指導を行います。

■ 事業者の規模に応じた施策の展開 【継続】

事業系建築物については、床面積の規模に応じたごみの減量や分別・再資源化の取り組みを推進・指導していきます。

区、NPO、あるいは新たに推進役を設け、事業者間の連携による資源循環を推進します。

■ 事業用大規模建築物の所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度 【継続】

ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、顕著な成果をあげた事業用大規模建築物の所有者等に対して、優良廃棄物管理建築物として表彰をしています。ホームページや事例集等で優良な取り組みを広めていきます。

<sup>12</sup> 事業用大規模建築物：区条例により床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用途ビルを「事業用大規模建築物」と定義し、「廃棄物管理責任者の選任」、「再利用計画書の提出」、「再利用対象物保管場所の設置」等の義務を課すとともに、職員が個別に立入指導を実施しています。

## (2) 区が収集する事業系ごみの適正化

### ■ 収集時の指導を強化 【継続】

事業活動に伴って生じるごみは、自己責任で処理することが原則です。区で収集する事業系ごみのうち「千代田区有料ごみ処理券」を貼付していないものや、ごみの容量に見合った金額の処理券が貼付されていないものがあつたときは、排出者を調査して指導し、適正負担の徹底を図ります。

また、ごみ処理券に屋号や事業所名の記載を求めるなど検討し、さらに適切な分別が図れるよう取り組みます。

### ■ 事業所・商店街における資源化の推進 【継続】

事業所から排出されるごみについて、資源回収を促進するため、民間業者による回収、ちよだエコ・オフィス町内会等の回収ルートへの移行を推進します。特に、食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられており、食品ロス削減及び食品残さのリサイクルを促進するように働きかけます。

## (3) 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言 【継続】

事業所の廃棄物の処理を受託している一般廃棄物収集運搬業者に対して、事業用大規模建築物の立ち入り検査等を通して、再資源化によるごみの削減や適正な運営についての徹底を要請します。

## (4) 食品廃棄物の循環システム 【新規】

事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を堆肥化や飼料化等による循環システムの構築に向け、助言できるよう検討していきます。

また、大規模再開発の際、食品廃棄物を活用したバイオマスエネルギー施設の設置の可能性などについても検討していきます。

## (5) 小規模事業所への立ち入り指導 【新規】

適正な分別がされていない中小事業所が散見されています。今後、小規模事業所への立ち入り指導について取り組んでいきます。

## (6) 行政によるコーディネート 【新規】

中小事業所のごみ発生抑制・資源循環システムの構築に向けて、情報提供や事業者間などとの連携を図るため、区のコーディネーターの役割について検討していきます。

### 3 資源循環型社会の形成・推進

#### (1) 紙類及びプラスチック類の分別指導の強化 【拡充】

紙類とプラスチック類の資源回収拡充実施後においても、可燃ごみに資源化可能な紙類・プラスチック類が多く含まれています。そのため、今後は分別方法を分かりやすく PR するとともに、さらなる分別指導を強化していきます。

#### (2) その他の資源回収

##### ■ 蛍光管の資源回収 【拡充】

有害物質でもある水銀等が含まれている蛍光管を適正に処理し、かつ資源として活用するため、拠点回収を継続して実施します。今後は、ヒ素等が使用されている LED 電球の回収などについても検討していきます。

##### ■ 使用済小型家電の回収 【継続】

小型家電リサイクル法の施行に伴い、今まで不燃ごみとして廃棄されていた小型家電機器等の中から、レアメタル等の金属やプラスチックなどの資源を回収して再生利用を促進します。

##### ■ 園芸土の資源回収 【継続】

園芸土は、本来自然物であり廃棄物ではないため、収集対象ではありません。しかし、都心の暮らしの中では、処理に困る人が多いのも実状です。土を回収し、また再生利用できるように処理する方法など、仕組みづくりに向けて取り組みます。

##### ■ 不燃物からの有害物を分別 【新規】

不燃物として排出されているごみの中に、水銀を使用した蛍光管・体温計・電池などが混入されています。特に、水銀については、水俣条約が採択されたこともあり、適切な処理が求められています。これまで有害物質を不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から分別し、再生利用を推進します。

##### ■ 不燃物からの資源物を分別 【継続】

不燃物として排出されているごみの中に、プラスチック類や小型家電など資源として再生利用できるものが含まれている場合があります。これまで不燃物として埋め立てしていましたが、極力資源として循環させるよう、収集した不燃物から金属やプラスチックなどを分別し、再生利用するよう検討します。

### (3) 不適正排出対策 **【継続】**

ごみの分別ルールや地区ごとの排出指定日を守っていない場合等は、排出者を特定し、職員による調査・指導を徹底します。

また、発生抑制の意義や分別し回収された資源の再生利用について、情報発信を行い、分別排出への理解を求め、適正な排出を促進します。

### (4) 千代田区ならではの地域循環圏

#### ■ 企業やNPO、大学等との連携と協働 **【拡充】**

ごみ減量と資源循環の推進のためには、企業やNPO、大学等の様々な主体がそれぞれの強みを活かし、総合的な取り組みを進めていく必要があります。

区は、各主体のごみの発生抑制などへの取り組みを紹介する場や機会を設けるとともに、各主体間のコーディネーターとしての役割を担っていきます。そして、企業、NPO、大学等の連携・協働を図り、各主体間の自主的な取り組みをさらに発展させ、一層のごみの減量と資源循環を推進していきます。

その一環として、家庭用インクジェットプリンターの使用済みインクカートリッジの資源回収の取り組みに、区として参加します。

#### ■ 千代田区にふさわしい循環圏の構築 **【拡充】**

千代田区内の「神田古書店街」では古本を、「秋葉原」では中古パソコン、パーツ、スマートフォン、ゲーム、CD等を取り扱う店も多数あります。さらに、御茶ノ水楽器街においても、中古ギターなどの楽器を取り扱う店が多数あります。千代田区外から神田や秋葉原、御茶ノ水等を訪れ、不要となった品物を売り、他の来街者が中古品を購入していくことが定着しています。また、区内の大学等では、学生間における不用品リサイクルなどに取り組んでいるところもあります。こうしたリユース文化が根付いている地域特性を活かし、企業や大学等と連携・協働しながら、情報を発信し、地域循環圏の拠点としてアピールしていきます。

## 4 環境コミュニティの形成・普及啓発と環境学習の充実

### (1) 地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進

#### ■ 地域コミュニティとの協働 **【継続】**

ごみの減量を推進するためには、住民や事業者など、ごみを排出する人たちの理解と協力が不可欠です。町会や自治会、環境ボランティアなど既存のコミュニティだけでなく、様々な機会を利用して行政情報を発信するとともに、住民の意見を清掃行政に反映できるようにすることが必要です。自分たちのまちは、自分たちできれいにするという意識を持って、排出抑制、限りある資源の有効活用、環境美化などの取り組みを推進します。

#### ■ マンション等の資源の集団回収の充実 **【再掲】**

### (2) 新たな都市型環境コミュニティの形成

#### ■ 企業やNPO、大学等との連携と協働 **【再掲】**

#### ■ 公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルールづくり **【新規】**

海外からの来街者や宿泊客に向けたごみ・資源の排出ルールについて、ピクトグラムを使用したわかりやすい啓発や情報提供を図っていくなど、まちづくりの観点も踏まえたさらなる公共空間の美化活動について検討を進めていきます。

### (3) リユース型地域循環構想の普及・啓発

#### ■ 千代田区にふさわしい循環圏の構築 **【再掲】**

#### ■ 都と連携した資源循環施策 **【新規】**

都内での大規模イベント等における「持続可能な資源利用」に向けたルール作りを進め、都及び各市区町村が主催・後援等を行うイベントで適用するなど「2020 東京オリンピック開催のレガシー」としていきます。

### (4) 環境学習の充実

#### ■ 環境教育等における PR **【継続】**

学校のカリキュラムやオープンキャンパス等において、区の取り組みを紹介し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用のあり方について、理解と協力を求めます。

■ 地域や学校の情報交流 【**継続**】

循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。

■ イベント等を通じた環境学習の推進 【**継続**】

環境・リサイクル祭り、リサイクル施設見学会、環境講座、ちよだランチエコキャンペーン等を開催し、実体験を通して具体的な行動を習得する機会を増やします。

■ 広報の充実 【**拡充**】

区広報、ホームページやちよだリサイクル情報紙を活用して、千代田区のごみの現状、分別方法、日常生活や事業活動において取り組める行動などについて、情報を発信するとともに、「ごみ処理コスト見える化」についても、積極的に取り組んでいきます。

また、千代田区には多くの外国人が居住しています。「資源とごみの分け方・出し方」冊子は、引き続き外国語（英語・フランス語・中国語・韓国語）にて概要版を作成するとともに、より分かりやすく図による表示等工夫をしていくことで、ごみの減量・資源に関する意識啓発を行っていきます。

■ ごみ分別アプリ「分けちよ！」の導入 【**新規**】

若年層や単身世帯は、ごみの発生抑制と資源分別の意識が比較的低い傾向にあるといわれています。このような事情を踏まえ、ごみの分別方法や、収集日、ごみ分別事典などの情報を分かりやすく提供するため、スマートフォンを利用したアプリケーションを導入しています。

さらに、日本語に不慣れな区内在住外国人向けにごみ分別アプリを導入し、より適切なごみ・資源の排出、分別を推進していきます。

■ (仮称) ちよだエコセンターの整備 【**新規**】

(仮称) ちよだエコセンターを整備し、環境教育・環境学習を推進するほか、主体間の連携・協働を促進するための場や機会をつくり、「環境学習」、「エコシステムの普及」、「リユース・リサイクル」、「環境に関するネットワーク」の拠点とし、一体的な活動を支援します。

また、循環型社会について、学生への啓発や意識高揚を図るため、大学のエコ活動、研究成果を収集し、地域や学校へ情報発信するとともに、交流を深め、リサイクル等のネットワーク形成を推進します。



## (5) 区民ニーズに相応したサービス展開

### ■ ふれあい収集の充実 【拡充】

高齢者のみ、または障害者のみなどで、集積所にごみを出すことが困難な世帯を対象として行っているふれあい収集について、ごみ収集時の声掛けによる見守りを継続するとともに、高齢者あんしんセンター等の福祉相談との連携により、申込手続きを簡素化し、利用の促進につなげていきます。

また、粗大ごみの搬出が困難な高齢者、障害者世帯を対象とする運びだし収集も臨機応変に対応していきます。

今後も区民サービスの視点から、ニーズに沿った事業の見直しを行い、拡充するとともに、柔軟かつ臨機応変な対応を行うことで、地域で安心して衛生的な生活ができるように支援します。

### ■ CCC（千代田・クリーンアップ・クルー）活動 【継続】

環境美化の一環として、ごみの収集作業時に集積所とその周りに落ちているごみの清掃活動を行うことにより、ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

## (6) 次世代への環境啓発・環境学習

### ■ 環境普及啓発の推進 【新規】

環境学習に向けて、年齢層に合わせたより分かりやすい、子ども向けパンフレットを作成するとともに、国や都、業界団体等の作成しているパンフレットなどのツールを有効に活用して、3Rや環境に関する普及・啓発を行っていきます。

### ■ 環境学習・環境教育の推進 【新規】

子どもへの環境学習・環境教育は、次世代を担う人材育成につながるだけでなく、学んだ成果は家庭への波及効果が見込めます。各学校における総合的学習や食育をはじめ、様々な教科での学習や（仮称）ちよだエコセンターやイベントなどの様々な機会を捉え、子どもたちが学び、自ら環境配慮活動を実践できるよう働きかけていきます。

## Ⅲ－２ 計画実現のための条件整備

### 1 収集・運搬計画

分別区分の周知徹底と分別の実践により、資源が適正に排出され、円滑にリサイクルされることを目指します。

#### (1) 分別区分

ごみ及び資源の分別収集は、図表 8 に示す分別区分のとおり実施します。

なお、基本計画の進行状況に合わせて、分別区分を変更することがあります。

図表 8 ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源	紙類	新聞	新聞紙（折込広告・チラシ含む）
		雑誌	雑誌、パンフレット、コピー用紙等
		段ボール	段ボール
		紙パック	500ml 以上で内側が白色のもの
		その他の紙類	紙袋、包装紙、菓子箱、ティッシュペーパーの箱等
	プラスチック	プラスチック製容器包装、プラスチック製品	
	ペットボトル	ペットボトル	
	缶	飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等	
	びん	酢、めんつゆなどのびん、ドリンクびん、調味料のびん	
	廃食用油	植物系、動物系	
	布類	古布（衣類）	
可燃ごみ		汚れたプラスチック類、ゴム製品、生ごみ、食用油、紙くず、かばん、くつ、紙おむつ、剪定枝等	
不燃ごみ	不燃ごみ	金属類・刃物類、陶器、ガラス、電球、蛍光管類、小型家庭電化製品、資源で回収できないもの	
	スプレー缶	ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等	
粗大ごみ		布団、じゅうたん、テーブル、タンス、ストーブ、電子レンジ、ステレオ等	
小型家電製品		小型家電製品（パソコンは除く）。	
蛍光管		—	
乾電池		マンガン、ボタン型、小型充電式電池等	

## (2) 排出ルール・分別徹底の指導強化

ごみに混入している資源を円滑に資源化し、ごみを適正に処理するために、広報紙等での普及啓発とともに、ごみの集積所での排出指導を強化し、排出ルールの遵守、ごみ分別の徹底を促進します。分別や排出日が守られない場合には、違反であることを示すシールの貼付と取り残しを行い、ルール違反者への適正排出指導を行います。

## (3) 効率的な収集運搬体制の整備

中間処理施設がない千代田区にとっては、中間処理施設が立地する他区の生活環境面への影響を最小限に抑えることが強く求められます。

区のごみ収集運搬事業については、清掃車両の通行に伴う他区への影響を最小限にとどめるよう、効率的な収集運搬体制を整備します。

## (4) 災害時の適正処理の確保

地域防災計画に基づき、災害時に発生するごみや仮設トイレのし尿等の収集運搬計画を整備し、災害廃棄物の仮置場についても確保していきます。

また、東京都、他自治体、民間事業者等との協力体制を強固にし、災害時の適正処理について連携していきます。

## 2 中間処理・最終処分計画

清掃一組での共同処理により経済的、効率的かつ安定的な処理・処分を行います。

また、資源化に関しては、リサイクル技術、リサイクルルートを構築している民間事業者を活用し、活性化を図ります。

### (1) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理

#### ■ 共同処理の継続

清掃一組による可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの共同処理を継続し、適正処理を推進します。

#### ■ 清掃一組への要望

各区が負担する清掃一組の分担金については、各区が排出するごみ量や清掃工場等の処理原価等が反映されることになることから、焼却炉の高効率発電化や搬入時の不適正物検査の徹底を求め、清掃工場等の効率的な運営について働きかけます。

## (2) 最終処分

中間処理後に発生する焼却残さ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理後に発生する不燃性残さについては、引き続き東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場にて埋立処分を行います。

## (3) 資源物の中間処理

資源物については、効率性や経済性を考慮するとともに、優れた処理技術、安定・確実なリサイクルルートを有した民間事業者を活用し、安定した再生利用を継続します。

## (4) 適正処理困難物への対応

タイヤや消火器など、清掃工場で処理できないごみについては、メーカーや関連する業界団体への引き取りを要請します。

# 3 区の実施体制の整備

## (1) 清掃事務所機能の検討

千代田清掃事務所は、昭和 57 年に開設されてから 35 年が経過しており、建物自体の老朽化が進んでいます。また、三崎中継所も昭和 61 年に開設されており、老朽化が進んでいます。施設の更新にあたって、新たに付加する機能等について、総合的に検討していきます。

## (2) 執行体制の整備

業務の効率化や区民サービス向上の観点を考慮しながら、清掃事業を円滑に進めるため、職員の適正配置及び育成を行っていきます。

### Ⅲ－３ 計画の進行管理

基本計画策定以降は、計画に示した取り組みを確実に実行し、その効果を評価・検証するとともに、事業の継続、拡充、見直しを判断し、次の取り組みを定め、それを実行していく PDCA サイクルを回していくことが重要です。

この計画に示した取り組みは、区民、事業者、区そして昼間区民がそれぞれの役割を担い、それを達成していくことが求められます。また、新たな取り組みを行う場合には、知見を有した専門家の意見を反映していくことが重要です。

こうしたことから、計画の進行管理を行うために、それぞれの主体が集い、協議し、現状の見直し、将来の取り組みを定めるための機会を設け、運営していくこととします。

また、取り組みの進行スケジュールを図表 9 に示します。

#### ■ 千代田みらいくる会議の活用

区民、事業者の代表等で構成される本会議において、ごみの減量・3R を一層推進するための新たな取り組みに関して、協議し、提言を行うなど基本計画の推進を図ります。

#### ■ 一般廃棄物減量等推進審議会の活用

専門家、学識経験者等で構成される本審議会において、専門的な立場から千代田区の清掃・リサイクルのあり方や基本計画に基づく取り組みの評価等について、審議を行います。

図表9 取り組みの進行スケジュール

項目		内容	29年度	30年度	31~33年度
1 ごみの発生抑制	(1) 生産・流通・販売段階での発生抑制の推進	拡大生産者責任の徹底	法的・整備の要望	→	→
		生産・流通・販売段階での取り組み			
	(2) 千代田区型ライフスタイルの提案	消費段階での発生抑制の促進	消費者・事業者の発生抑制の促進	→	→
		リユース食器の利用促進			
		食品ロスの削減			
		レジ袋の削減、マイバッグの推進			
	(3) 不用品の有効活用の促進	粗大ごみの有効活用	推進	→	(仮称)ちよだエコセンターの整備
		フリーマーケットの支援			
		リサイクルセンターの活性化			
	(4) 環境配慮型清掃車両の導入促進	民間団体等との連携	推進・継続	→	→
(5) 家庭ごみの減量化の促進	収集手数料有料化の検討	調査・検討 (推進・継続)	→	→	
	ごみ処理コストの見える化				
	マンション等におけるごみ減量指導の徹底				
	マンション等の資源の集団回収の充実				
2 事業系ごみの削減	(1) 事業用大規模建築物等における発生抑制の促進	事業用大規模建築物の指導強化	事業所への指導強化	→	→
		事業者の規模に応じた施策の展開			
		事業用大規模建築物の指導強化所有者等に対する優良な取り組みへの表彰制度			
	(2) 区が収集する事業系ごみの適正化	収集時の指導を強化	事業系ごみの資源回収の促進	→	→
		事業所・商店街における資源化の推進			
	(3) 一般廃棄物収集運搬業者への指導・助言		指導の徹底・強化	→	→
(4) 食品廃棄物の循環システム		情報収集・検討	→	→	
(5) 小規模事業者への立ち入り指導		検討	検討・実施	実施	
(6) 行政によるコーディネート		調査・検討	→	実施	
3 資源循環型社会の推進	(1) 紙類及びプラスチック類の分別指導の強化		推進	→	→
	(2) その他の資源回収	蛍光管の資源回収	検討・実施	→	→
		使用済小型家電の回収			
		園芸土の資源回収			
不燃物からの有害物を分別					
(3) 不適正排出対策		指導の強化	→	→	
(4) 千代田区ならではの地域循環圏	企業やNPO、大学等との連携と協働	連携・推進	→	→	
	千代田区にふさわしい循環圏の構築				
4 環境コミュニティの形成・普及啓発	(1) 地域コミュニティを核とした千代田区スタイルの取り組みの推進	地域コミュニティとの協働	推進・継続	→	→
		マンション等の資源の集団回収の充実【再掲】			
	(2) 新たな都市型環境コミュニティの形成	企業やNPO、大学等との連携と協働【再掲】	連携・推進	→	→
		公共空間におけるごみ箱の統一ラベルや分別ルール作り			
	(3) リユース型地域循環構想の普及・啓発	千代田区にふさわしい循環圏の構築【再掲】	連携・推進	→	→
		都と連携した資源循環施策			
	(4) 環境学習の充実	環境教育等におけるPR	推進	→	(仮称)ちよだエコセンターの整備
		地域や学校の情報交流			
イベント等を通じた環境学習の推進					
広報の充実					
ごみ分別アプリ「分けちよ！」の導入					
(仮称)ちよだエコセンターの整備					
(5) 区民ニーズに相応したサービス展開	ふれあい収集の充実	推進	→	→	
	CCC(千代田・クリーンアップ・クルー)活動				
(6) 次世代への環境啓発・環境学習	環境普及啓発の推進	推進	→	→	
	環境学習・環境教育の推進				

## IV 生活排水処理基本計画

### 現 状

❖ 千代田区の下水化率＝100%（し尿汲み取り便槽なし）

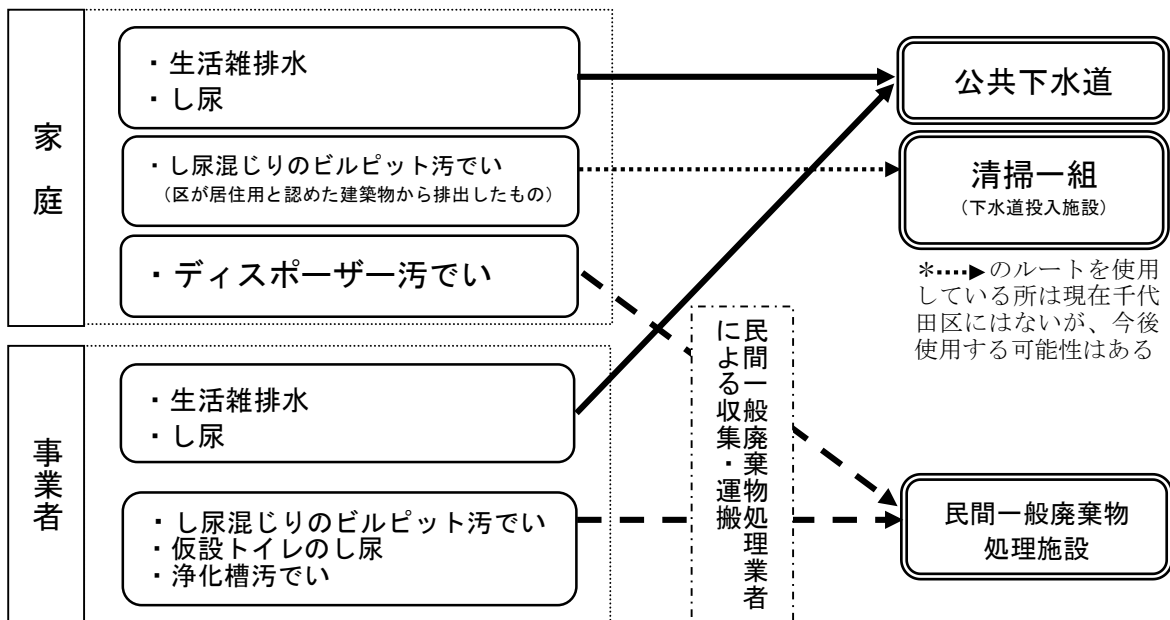
### 取 組 み

千代田区における生活排水<sup>13</sup>は、民間の一般廃棄物処理施設で処理される「ディスポージャー汚でい<sup>14</sup>」を除いて、公共下水道により処理します。

また、区が居住用と認めた建築物から排出された「し尿混じりのビルピット汚でい<sup>15</sup>」は、清掃一組の施設で処理されます。

その他、事業活動に伴って排出される「し尿混じりのビルピット汚でい」「仮設トイレのし尿」「浄化槽汚でい」については、排出事業者の責任に基づき、民間処理施設において処理されます。

図表 10 生活排水の処理フロー



<sup>13</sup> 生活排水：し尿と生活雑排水（日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水）。

<sup>14</sup> ディスポージャー汚でい：ディスポージャーは、生ごみを粉砕して下水道へ放流する装置で、その処理槽等から発生する汚でいがディスポージャー汚でいです。現在は、水質悪化防止のため、一定の基準を満たした「ディスポージャー排水処理システム」のみが東京都下水道局に設置を認められています。

<sup>15</sup> し尿混じりのビルピット汚でい：建築物の排水槽から発生するビルピット汚でいは産業廃棄物ですが、し尿が混入している場合は一般廃棄物となります。